

令和7年 第1回

苓北町農業委員会総会会議録

令和7年第1回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年1月8日（水）
午前9時30分から午前10時20分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 林田 道久

3番 田嶋 郁美

5番 荒木 義孝

7番 小野 三幸

4番 福田 健治

6番 瀬形 茂

4. 本日の欠席委員（1名） 2番 宮崎 志武

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第91号 農用地利用集積等促進計画（案）について

日程第4. 議案第92号 農用地利用集積計画の認定について

日程第5. 議案第93号 非農地判断について

日程第6. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。それでは、定刻となりましたので、只今から令和7年第1回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長

皆様、あけましておめでとうございます。

今年のお正月三が日は大変良いお天気に恵まれまして、暖かいお正月でございました。

初日の出も綺麗だったですね今年は。見られました。あの初日の出を見て、今年こそは清々しい気持ちで新年をそれぞれのご家庭でお迎えになられたことと思います。

振り返って見ますと昨年は1日だったですね。能登半島の大きな地震が起きました。次々被災の状況が流れてきてゆっくりとテレビを見ることができなかつたですね。そして辛いことに9月にまた豪雨に見舞われて、確かですね今、輪島市と珠洲市ですかね。あそこは、震災前の30%位は人口が減っているのではないかという数字が出てきているそうでございます。

色々なことがありましたけど、考えてみますといろいろビックリするようなニュースがありましたけど、私が思いますのは、令和の米騒動ですね。新米が収穫される前に米がなくなりまして、スーパーから消えてしまいました。色々な原因があったかと思いますが、備蓄米もあるんでしょうけど、政府は備蓄米を出さなかつたんですかね。ゼロになったということはなかつたので、それなりに国民の方も工夫して食べ繋いで、いよいよ新米が出てくるまで大きな騒動はなかつたようでしたけど、色々なことが起こってしまいました。

しかし、国民にとりまして、勇気づけられる嬉しいニュースもありましたですね。パリオリンピックでの日本選手団が数々の活躍をし、また何とんでも大谷翔平くんが我々にとてつもない喜びを与えてくれまして、これは本当に日本のみならず全世界の皆さんが喜びに浸った瞬間でもございました。

一方熊本の方においてもですね、TSMCの工場建設によりまして、その付近の農地は減り、道路は渋滞し、一応想定内ではあつたかもしれませんが、それ以上の問題がまだ解決されてないままに新たな工場の建設というような話しも出ております。

木村知事は八代の方にですかね大きな倉庫なりを、結局県南の方になるんですね。建てて北と南の格差というのをなくすように努めておられるような感じも私は持っておりますけど、どうなんですかね。

皆さん今年の干支は、巳年ですね。へビは脱皮するごとに大きく成長していくわけなんですよ。私たちもですねへビ年にあやかりこれからの1年間、実り多い1年であるように頑張っていけたらなと思っているところでございます。

私たちも残すところあと2月、3月の総会を仕上げますと、いよいよこの3年間の任期満了ということで、次の農業委員さんにバトンを渡すわけですけど、あっという間の3年だったですね。やっぱりする時は、ワー3年もと思ったんですけど。考えてみますと月日の経つのは本当に早いものです。残されました後2回の総会をしっかりと農業委員として、私たちは勤めあげ気持ちも新たに次の方にバトンタッチして行けたら幸せだなと思っているところでございます。色々思うことも皆さんそれぞれおありでしょうけど、とにかく3月までしっかりと農業委員として努めてまいる覚悟でございます。

新年のあいさつはこれぐらいにしまして、さっそく審議に入りたいと思います。どうぞ皆様最後までよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、宮崎委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の田嶋委員さんと6番の瀬形委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、大津氏を指名致します。

それでは、日程第2. 議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

2ページをお開きください。日程第2、議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和7年1月8日 荅北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑1筆 430㎡です。

転用の目的は、宅地拡張です。

転用しようとする理由の詳細は、「申請地は、自宅敷地に隣接しており、物置・車庫敷地及び庭として利用したい。」ということです。

申請地は、4ページから6ページに図示しておりますが、5ページに図示している地番2455-1を6ページに図示している2455-1と2455-4とに分筆されております。場所は、坂瀬川町道向路線の町道沿いにあり坂瀬川公民館から坂瀬川木場方面に約300m上った町道沿いにある農地になります。審議の要点につきましては記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請物件は以前から既に倉庫が建ち庭として利用されていたため始末書が添付されています。なお、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、申請農地から概ね300m以内に町村役場の支所として坂瀬川出張所があるという理由から、第3種農地と判断しております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

私の担当地区になりますので説明をさせていただきます。

12月25日に県の農業普及振興課の担当者、農業委員会の事務局、申請代理人、及び私で確認を行ないました。

申請地は、平成7年に新築をされた際にもともと畑だった土地を広すぎたということで分筆をして残った畑になります。

12月20日に申請人へ電話をいたしまして尋ねたところ、新築の後に車庫が必要になったり、農地のままでは管理が難しかったりしたために庭として整備をされたということでございます。

申請人は現在町外に在住でございますが、今回苓北町の家屋をやむを得ず処分するということが決まったために家屋調査士に相談をしたということです。その時に、地目が農地であったことが分かったために今回の申請に至ったようです。

本来ならば着工前に申請をしなければならないというところですが、今回始末書を提出されており、申請人も反省されているということです。よろしくお願いいたします。以上です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第91号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい。7ページをお開きください。日程第3. 議案第91号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和7年1月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

議事の内容を説明する前に、これまでの促進計画作成の方法が変更されましたので説明をさせていただきます。

別紙配布させていただいております貸借手続きの流れについてをご覧ください。

2. にあるようにこれまでの促進計画については、市町村及び農業委員会で促進計画（案）を作成し、農業委員会総会において農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求めるということでしたが、今回から3. にあるように農業委員会から農地中間管理機構へ促進計画の作成を、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき要請することに変更されました。従って農業委員会総会では、促進計画（案）の内容に問題がないかということを確認いただき、問題がなければ農地中間管理機構へ促進計画の作成を要請することとなります。

議事内容については、これまで同様、利用権を設定する土地、設定する者、受ける者、設定する利用権、期間などについて確認いただきたいと思います。

それでは議案8ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が2件、詳細は、田1筆 2,087㎡、畑1筆 130㎡ 合計2,217㎡です。明細は9ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりですのでご確認をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

8ページの表題が集積計画になってますが、ここは促進計画に変えんまんとやかっかな。そこはよかと。

事務局

今はまだ基盤法の方も残ってるので、来年度からは促進計画に変わるかなというところです。4月からですね。

瀬形委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第91号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第92号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第4、議案第92号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により認定を求められたので附議する。

令和7年1月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

11ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

所有権移転が3件、田2筆 合計2,777㎡、畑1筆 1,247㎡です。明細は12ページに記載しています。

いずれも、所有権の移転を受ける者、所有権を移転する土地、所有権を移転する者、移転内容につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。今回の所有権移転に関しては、農業公社への所有権移転であり、今後、農業公社から農業者への移転手続きが進められます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第92号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第5、議案第93号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。13ページをお開きください。日程第5、議案第93号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和7年1月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回、農地利用最適化推進委員さんによります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された農地の非農地判断、及び、2件の個人申請がっておりますので、それぞれご審議いただきたいと思っております。

14ページをお開きください。

現況調査票にあります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された富岡地区の農地27件です。位置図及び詳細図につきましては15ページから18ページに図示しております。場所は、富岡城二の丸駐車場に入る入り口周辺にある農地になります。令和6年12月23日に荒木委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては14ページに記載をしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員 はい。

議長 荒木委員。

荒木委員 12月23日に現地調査に事務局と行きました。
現地は、竹や雑木とかカズラがいっぱい植わっていました。近くから見ても山林に近い状態でしたので、非農地として問題ないと確認してきました。

議長 他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので富岡地区の対象農地27件につきましては、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案19ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

19ページをお開き下さい。富岡の農地2件について個人申請があったため、令和6年12月23日に荒木委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては20ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては21ページ、22ページに図示しております。場所は、先ほど非農地判断していただきました富岡地区の場所の周辺にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。

議長

荒木委員。

荒木委員

これも、12月23日に現地調査に事務局と行きました。申請人の自宅の裏の方になり、雑木などが植わっており、非農地として問題ないと確認してきました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案23ページの個人申請について事務局に説明を求めます。

事務局

23ページをお開き下さい。坂瀬川の農地1件について個人申請があったため、令和6年12月25日に瀬形委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては24ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては25ページから27ページに図示しております。場所は、先ほど議案第90号であった坂瀬川の転用箇所の裏手にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

先ほど説明がありましたけど、12月25日に農地確認を行なってまいりました。

申請地については、先ほど説明いたしました4条の申請地に隣接している土地になります。

申請地は長年耕作されておらず、雑木が生い茂っておりました。また、進入路がないために現状から今後も耕作する見込みはないということで非農地として取り扱うことが適当と確認をしてきました。以上です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 令和6年度の農作業料金・農業労賃に関する調査について
2. 令和7年度農業労働賃金（基準額）（案）について

次回、令和7年第2回総会は、令和7年2月5日（水）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和7年第1回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時20分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
